

収 支 報 告 書

令和3年5月10日

堺市議会議長 宮本 恵子 様

議員氏名 三宅 達也



堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和2年度政務活動費について次のとおり報告します。

収 入 (単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	3,240,000	@270,000円×12カ月 = 3,240,000円
2 その他	0	自己資金
収 入 合 計	3,240,000	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調査研究費	41,661	41,661	
研修費	0	0	
要請・陳情活動費	0	0	
会議費	0	0	
資料作成費	0	0	
資料購入費	52,800	52,800	
広報・広聴費	429,036	429,036	
人件費	1,092,000	1,092,000	
事務・事務所費	1,276,090	1,276,090	
支 出 合 計	2,891,587	2,891,587	

令和2年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 三宅達也

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
[調査研究費]	4/1～3/31	堺市政、大都市制度、泉北ニュータウンの街づくりに関する調査研究のため堺市内、大阪府内へ調査訪問をおこなった。
[資料購入費]	4/1～3/31	市政全般に関する調査研究を行うため日刊の新聞を1社購入。
[広報・広聴費]	4/1～3/31	市政への調査結果や議会の報告を行うため、市政レポートを令和3年1月に10000部印刷し、手配り配布、ポスティング等にて約1500枚配布を行った。あわせて6374枚を郵送にて配布した。
[人件費]	4/1～3/31	市政に関する調査研究および市政に関する陳情を受けるため事務員を雇用した。
[事務・事務所費]	4/1～3/31	市政に関する調査研究を行うため南区桃山台にて事務作業とその他事務所業務を行った。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2020/4/2	4-1		1,830	-1,830	ガソリン代4月支払い分	①	
2020/4/10		810,000		808,170	政務活動費4.5.6月分受入		
2020/4/10	4-2		84,000	724,170	事務所家賃4月支払い分	⑨	
2020/4/10	4-3		2,533	721,637	携帯電話4月支払い分	⑨	
2020/4/20	4-4		91,000	630,637	事務員人件費4月支払い分	⑧	
2020/4/22	4-5		3,816	626,821	事務所電気代4月支払い分	⑨	
2020/4/22	4-6		5,904	620,917	事務所電話代3、4月支払い分	⑨	
2020/4/27	4-7		3,796	617,121	事務所ネット接続代4月支払い分	⑨	
2020/4/27	4-8		8,250	608,871	ウェブシステム使用料4月分	⑦	
2020/4/28	4-9		4,900	603,971	事務所駐車場代4月支払い分	⑨	
2020/4/30	4-10		4,400	599,571	読売新聞4月分	⑥	
月 計		810,000	210,429	599,571			
累 計		810,000	210,429	599,571			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2020/5/8	5-1		84,000	515,571	事務所家賃5月支払い分	⑨	
2020/5/11	5-2		2,551	513,020	携帯電話5月支払い分	⑨	
2020/5/20	5-3		91,000	422,020	事務員人件費5月支払い分	⑧	
2020/5/22	5-4		4,118	417,902	事務所電気代5月支払い分	⑨	
2020/5/26	5-5		3,796	414,106	事務所ネット接続代5月支払い分	⑨	
2020/5/26	5-6		4,900	409,206	事務所駐車場代5月支払い分	⑨	
2020/5/27	5-7		8,250	400,956	ウェブシステム使用料5月分	⑦	
2020/5/28	5-8		2,226	398,730	事務所水道使用料5月支払い分	⑨	
2020/5/29	5-9		4,400	394,330	読売新聞5月分	⑥	
月 計		0	205,241	-205,241			
累 計		810,000	415,670	394,330			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2020/6/2	6-1		1,801	392,529	ガソリン代6月支払い分	①	
2020/6/10	6-2		84,000	308,529	事務所家賃6月支払い分	⑨	
2020/6/10	6-3		2,514	306,015	携帯電話6月支払い分	⑨	
2020/6/18	6-4		4,056	301,959	事務所電気代6月支払い分	⑨	
2020/6/18	6-5		5,386	296,573	事務所電話代5、6月支払い分	⑨	
2020/6/19	6-6		91,000	205,573	事務員人件費6月支払い分	⑧	
2020/6/26	6-7		3,796	201,777	事務所ネット接続代6月支払い分	⑨	
2020/6/26	6-8		4,900	196,877	事務所駐車場代6月支払い分	⑨	
2020/6/26	6-9		4,400	192,477	読売新聞6月分	⑥	
2020/6/29	6-10		8,250	184,227	ウェブシステム使用料6月分	⑦	
月 計		0	210,103	-210,103			
累 計		810,000	625,773	184,227			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2020/7/2	7-1		2,738	181,489	ガソリン代7月支払い分	①	
2020/7/10	7-2		84,000	97,489	事務所家賃7月支払い分	⑨	
2020/7/10		810,000		907,489	政務活動費7.8.9月分受入		
2020/7/10	7-3		2,530	904,959	携帯電話7月支払い分	⑨	
2020/7/20	7-4		91,000	813,959	事務員人件費7月支払い分	⑧	
2020/7/21	7-5		4,188	809,771	事務所電気代7月支払い分	⑨	
2020/7/25	7-6		4,400	805,371	読売新聞7月分	⑥	
2020/7/27	7-7		3,796	801,575	事務所ネット接続代7月支払い分	⑨	
2020/7/27	7-8		8,250	793,325	ウェブシステム使用料7月分	⑦	
2020/7/28	7-9		4,900	788,425	事務所駐車場代7月支払い分	⑨	
月 計		810,000	205,802	604,198			
累 計		1,620,000	831,575	788,425			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2020/8/3	8-1		3,305	785,120	ガソリン代8月支払い分	①	
2020/8/4	8-2		228	784,892	コピー用紙	⑨	
2020/8/7	8-3		1,358	783,534	事務所水道使用料8月支払い分	⑨	
2020/8/7	8-4		84,000	699,534	事務所家賃8月支払い分	⑨	
2020/8/11	8-5		2,540	696,994	携帯電話8月支払い分	⑨	
2020/8/20	8-6		91,000	605,994	事務員人件費8月支払い分	⑧	
2020/8/21	8-7		5,304	600,690	事務所電話代7、8月支払い分	⑨	
2020/8/21	8-8		5,356	595,334	事務所電気代8月支払い分	⑨	
2020/8/26	8-9		4,900	590,434	事務所駐車場代8月支払い分	⑨	
2020/8/26	8-10		3,796	586,638	事務所ネット接続代8月支払い分	⑨	
2020/8/27	8-11		8,250	578,388	ウェブシステム使用料8月分	⑦	
2020/8/28	8-12		4,400	573,988	読売新聞8月分	⑥	
月 計		0	214,437	-214,437			
累 計		1,620,000	1,046,012	573,988			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2020/9/2	9-1		5,001	568,987	ガソリン代9月支払い分	①	
2020/9/10	9-2		84,000	484,987	事務所家賃9月支払い分	⑨	
2020/9/10	9-3		3,106	481,881	携帯電話9月支払い分	⑨	
2020/9/18	9-4		91,000	390,881	事務員人件費9月支払い分	⑧	
2020/9/28	9-5		14,599	376,282	Adobe Acrobat Pro 年間プラン	⑨	
2020/9/28	9-6		8,250	368,032	ウェブシステム使用料9月分	⑦	
2020/9/28	9-7		3,796	364,236	事務所ネット接続代9月支払い分	⑨	
2020/9/28	9-8		4,738	359,498	事務所電気代9月支払い分	⑨	
2020/9/28	9-9		1,358	358,140	事務所水道使用料9月支払い分	⑨	
2020/9/29	9-10		4,900	353,240	事務所駐車場代9月支払い分	⑨	
2020/9/29	9-11		4,400	348,840	読売新聞9月分	⑥	
月 計		0	225,148	-225,148			
累 計		1,620,000	1,271,160	348,840			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
2020/10/2	10-1		5,016	343,824	ガソリン代10月支払い分	①	
2020/10/9	10-2		84,000	259,824	事務所家賃10月支払い分	⑨	
2020/10/9		810,000		1,069,824	政務活動費10. 11. 12月分受入		
2020/10/12	10-3		3,069	1,066,755	携帯電話10月支払い分	⑨	
2020/10/20	10-4		91,000	975,755	事務員人件費10月支払い分	⑧	
2020/10/26	10-5		3,796	971,959	事務所ネット接続代10月支払い分	⑨	
2020/10/26	10-6		4,900	967,059	事務所駐車場代10月支払い分	⑨	
2020/10/27	10-7		5,621	961,438	事務所電話代10月支払い分	⑨	
2020/10/27	10-8		3,516	957,922	事務所電気代10月支払い分	⑨	
2020/10/27	10-9		8,250	949,672	ウェブシステム使用料10月分	⑦	
2020/10/28	10-10		4,400	945,272	読売新聞10月分	⑥	
月 計		810,000	213,568	596,432			
累 計		2,430,000	1,484,728	945,272			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2020/11/2	11-1		5,407	939,865	ガソリン代11月支払い分	①	
2020/11/10	11-2		84,000	855,865	事務所家賃11月支払い分	⑨	
2020/11/10	11-3		3,131	852,734	携帯電話11月支払い分	⑨	
2020/11/20	11-4		91,000	761,734	事務員人件費11月支払い分	⑧	
2020/11/24	11-5		4,900	756,834	事務所駐車場代11月支払い分	⑨	
2020/11/26	11-6		2,226	754,608	事務所水道使用料11月支払い分	⑨	
2020/11/26	11-7		3,866	750,742	事務所電気代11月支払い分	⑨	
2020/11/26	11-8		3,796	746,946	事務所ネット接続代11月支払い分	⑨	
2020/11/27	11-9		8,250	738,696	ウェブシステム使用料11月分	⑦	
月 計		0	206,576	-206,576			
累 計		2,430,000	1,691,304	738,696			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2020/12/1	12-1		4,400	734,296	読売新聞11月分	⑥	
2020/12/2	12-2		5,319	728,977	ガソリン代12月支払い分	①	
2020/12/10	12-3		84,000	644,977	事務所家賃12月支払い分	⑨	
2020/12/10	12-4		3,910	641,067	携帯電話12月支払い分	⑨	
2020/12/21	12-5		91,000	550,067	事務員人件費12月支払い分	⑧	
2020/12/24	12-6		6,162	543,905	事務所電話代12月支払い分	⑨	
2020/12/25	12-7		4,400	539,505	読売新聞12月分	⑥	
2020/12/25	12-8		4,900	534,605	事務所駐車場代12月支払い分	⑨	
2020/12/28	12-9		3,796	530,809	事務所ネット接続代12月支払い分	⑨	
2020/12/28	12-10		8,250	522,559	ウェブシステム使用料12月分	⑦	
月 計		0	216,137	-216,137			
累 計		2,430,000	1,907,441	522,559			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2021/1/4	1-1		3,411	519,148	ガソリン代1月支払い分	①	
2021/1/7	1-2		3,453	515,695	事務所電気代12月分	⑨	
2021/1/8	1-3		3,738	511,957	プリンターインク代	⑨	
2021/1/8		810,000		1,321,957	政務活動費1.2.3月分受入		
2021/1/10	1-4		674	1,321,283	セロテープ代	⑨	
2021/1/12	1-5		3,362	1,317,921	携帯電話1月支払い分	⑨	
2021/1/12	1-6		1,848	1,316,073	プリンターインク代	⑨	
2021/1/12	1-7		84,000	1,232,073	事務所家賃1月支払い分	⑨	
2021/1/14	1-8		336	1,231,737	セロテープ代	⑨	
2021/1/19	1-9		6,048	1,225,689	市政報告 郵送代	⑦	
2021/1/20	1-10		91,000	1,134,689	事務員人件費1月支払い分	⑧	
2021/1/22	1-11		6,356	1,128,333	事務所電気代1月支払い分	⑨	
2021/1/26	1-12		4,900	1,123,433	事務所駐車場代1月支払い分	⑨	
2021/1/26	1-13		3,796	1,119,637	事務所ネット接続代1月支払い分	⑨	
2021/1/26	1-14		2,158	1,117,479	事務所水道使用料1月支払い分	⑨	
2021/1/27	1-15		8,250	1,109,229	ウェブシステム使用料1月分	⑦	
2021/1/27	1-16		732	1,108,497	A4コピー用紙 養生テープ	⑨	
2021/1/28	1-17		107,888	1,000,609	アイティ印刷 印刷代 封筒代	⑦	
月 計		810,000	331,950	478,050			
累 計		3,240,000	2,239,391	1,000,609			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2021/2/2	2-1		4,400	996,209	読売新聞1月分	⑥	
2021/2/2	2-2		216,100	780,109	メール便代	⑦	
2021/2/2	2-3		5,975	774,134	ガソリン代2月支払い分	①	
2021/2/10	2-4		84,000	690,134	事務所家賃2月支払い分	⑨	
2021/2/15	2-5		3,176	686,958	携帯電話2月支払い分	⑨	
2021/2/19	2-6		91,000	595,958	事務員人件費2月支払い分	⑧	
2021/2/24	2-7		3,675	592,283	事務所電気代2月支払い分	⑨	
2021/2/24	2-8		6,888	585,395	事務所電話代2月支払い分	⑨	
2021/2/25	2-9		4,900	580,495	事務所駐車場代2月支払い分	⑨	
2021/2/25	2-10		4,400	576,095	読売新聞2月分	⑥	
2021/2/26	2-11		3,796	572,299	事務所ネット接続代2月支払い分	⑨	
月 計		0	428,310	-428,310			
累 計		3,240,000	2,667,701	572,299			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2021/3/1	3-1		8,250	564,049	ウェブシステム使用料2月分	⑦	
2021/3/2	3-2		1,858	562,191	ガソリン代3月支払い分	①	
2021/3/10	3-3		84,000	478,191	事務所家賃3月支払い分	⑨	
2021/3/10	3-4		3,074	475,117	携帯電話3月支払い分	⑨	
2021/3/19	3-5		91,000	384,117	事務員人件費3月支払い分	⑧	
2021/3/24	3-6		9,009	375,108	ゼンリン地図 堺市南区	⑨	
2021/3/25	3-7		3,191	371,917	事務所電気代3月支払い分	⑨	
2021/3/26	3-8		3,796	368,121	事務所ネット接続代3月支払い分	⑨	
2021/3/26	3-9		2,158	365,963	事務所水道使用料3月支払い分	⑨	
2021/3/26	3-10		4,900	361,063	事務所駐車場代3月支払い分	⑨	
2021/3/26	3-11		4,400	356,663	読売新聞3月分	⑥	
2021/3/29	3-12		8,250	348,413	ウェブシステム使用料3月分	⑦	
月 計		0	223,886	-223,886			
累 計		3,240,000	2,891,587	348,413			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	平成31年 4月 1日 ~ 令和2年 3月 31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	27.5時間 / 週 (1日 5.5時間 × 5日 / 週)		
賃金額	<input checked="" type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input type="checkbox"/> 時給	130,000 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	70 %	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 19.25 時間 (週勤務時間数) 27.5 時間	
		<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考	平日のみ勤務(月曜日は桃山台近隣センターが休業のため休日として土曜出勤) 政務活動に限定して活動しているが、切り分けることが判別しにくい政務活動以外の活動も週8時間以上行っていない状況に照らして念のため70%の按分にて算定		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED]
現 住 所	大阪府堺市 [REDACTED]	TEL [REDACTED]

下記の条件で契約します。

雇用期間	平成31年 4月 1日から 令和2年 3月31日まで
就業場所	堺市南区桃山台 3-1-2
仕事内容	政務活動にかかる補助および関係書類の作成等
就業時間 (休憩時間)	午前 10時 30分から 午後 5時 00分まで (正午から午後1時までの1時間)
休 日	日曜日、月曜日、祝日
給与(賃金)	月額 130,000 円
給与支払	月末締翌月 20 日支払い
給与振込先	郵便貯金 [REDACTED]

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

H31年 4月 / 日

雇用者

三宅達也



被雇用者

[REDACTED]



雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和2年 4月 1日 ~ 令和3年 3月 31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	27.5時間 / 週 (1日 5.5時間 × 5日 / 週)		
賃金額	<input checked="" type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input type="checkbox"/> 時給	130,000 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> () 活動		
按分	70 %	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 19.25 時間 (週勤務時間数) 27.5 時間	
		<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考	平日のみ勤務(桃山台近隣センターの状況から土曜日出勤)を基本として、出勤日及び勤務時間帯は、必要に応じて合意の上で変更を行う。政務活動に限定して活動しているが、切り分けることが判別しにくい政務活動以外の活動も週8時間以上行っていない状況に照らして念のため70%の按分にて算定		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED]
現 住 所	大阪府 [REDACTED]	TEL [REDACTED]

下記の条件で契約します。

雇用期間	令和2年 4月 1日から 令和3年 3月 31日まで
就業場所	堺市南区桃山台 3-1-2
仕事内容	政務活動にかかる補助および関係書類の作成等
就業時間 (休憩時間)	午前 10時 30分から 午後 5時 00分まで (正午から午後1時までの1時間) 但し業務の都合上就業時間休憩時間を変更する場合がある。
休 日	日曜日、月曜日、祝日 但し業務の都合上就業日を変更する場合がある。
給与(賃金)	月額 130,000円
給与支払	月末締翌月 20日支払い
給与振込先	郵便貯金 [REDACTED]

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和2年4月1日

雇用者

三宅 達也



被雇用者

[REDACTED]



雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED]
現 住 所	大阪府堺市 [REDACTED]	TEL [REDACTED]

下記の条件で契約します。

雇用期間	令和2年 4月 1日から 令和3年 3月 31日まで
就業場所	堺市南区桃山台 3-1-2
仕事内容	政務活動にかかる補助および関係書類の作成等
就業時間	午前 10時 30分から 午後 5時 00分まで
(休憩時間)	000(正午から午後1時までの1時間) 但し業務の都合上就業時間休憩時間を変更する場合がある。
休 日	(土曜日、日曜日、祝日) 但し業務の都合上就業日等を変更する場合がある。
給与(賃金)	月額 130,000円
給与支払	月末締翌月 20日支払い
給与振込先	郵便貯金 [REDACTED]

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和2年 4月 / 日

雇用者

三又 達也



被雇用者

[REDACTED]



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	日					
2	月					
3	火	11:30	18:00	05:30		
4	水	11:30	18:00	05:30		
5	木	11:30	18:00	05:30		
6	金	11:30	18:00	05:30		
7	土	11:30	18:00	05:30		
8	日					
9	月					
10	火	11:30	18:00	05:30		
11	水	11:30	18:00	05:30		
12	木	11:30	18:00	05:30		
13	金	11:30	18:00	05:30		
14	土	11:30	18:00	05:30		
15	日					
16	月					
17	火	10:30	17:00	05:30		
18	水	11:30	18:00	05:30		
19	木	11:30	18:00	05:30		
20	金					
21	土					
22	日					
23	月	11:00	17:30	05:30		
24	火	10:30	17:00	05:30		
25	水	10:30	17:00	05:30		
26	木	11:00	17:30	05:30		
27	金	11:00	17:30	05:30		
28	土					
29	日					
30	月	11:30	18:00	05:30		
31	火	11:30	18:00	05:30		
合計				110:00	0:00	
出勤日数						20日



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	水	11:00	17:30	05:30		
2	木	11:00	17:30	05:30		
3	金	11:00	17:30	05:30		
4	土					
5	日					
6	月	11:00	17:30	05:30		
7	火	11:00	17:30	05:30		
8	水	11:00	17:30	05:30		
9	木	11:00	17:30	05:30		
10	金	11:00	17:30	05:30		
11	土					
12	日					
13	月	11:00	17:30	05:30		
14	火	11:00	17:30	05:30		
15	水	11:00	17:30	05:30		
16	木	11:30	18:00	05:30		
17	金	11:30	18:00	05:30		
18	土					
19	日					
20	月	11:30	18:00	05:30		
21	火	11:30	18:00	05:30		
22	水	11:00	17:30	05:30		
23	木	11:00	17:30	05:30		
24	金	11:00	17:30	05:30		
25	土					
26	日					
27	月	11:00	17:30	05:30		
28	火	11:00	17:30	05:30		
29	水	11:00	17:30	05:30		
30	木	11:00	17:30	05:30		
合計				121:00	0:00	
出勤日数						22 日



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	金	10:30	17:00	05:30		
2	土	10:30	17:00	05:30		
3	日					
4	月					
5	火					
6	水					
7	木	10:30	17:00	05:30		
8	金	10:30	17:00	05:30		
9	土					
10	日					
11	月	11:00	17:30	05:30		
12	火	11:30	18:00	05:30		
13	水	11:00	17:30	05:30		
14	木	11:00	17:30	05:30		
15	金	11:00	17:30	05:30		
16	土					
17	日					
18	月	11:00	17:30	05:30		
19	火	11:00	17:30	05:30		
20	水	11:00	17:30	05:30		
21	木	11:00	17:30	05:30		
22	金	11:00	17:30	05:30		
23	土					
24	日					
25	月	11:00	17:30	05:30		
26	火	11:00	17:30	05:30		
27	水	11:00	17:30	05:30		
28	木	11:00	17:30	05:30		
29	金	11:00	17:30	05:30		
30	土					
31	日					
合計				104:30	0:00	
出勤日数						19 日



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	月	11:00	17:30	05:30		
2	火	11:00	17:30	05:30		
3	水	11:00	17:30	05:30		
4	木	11:00	17:30	05:30		
5	金	11:00	17:30	05:30		
6	土					
7	日					
8	月	10:30	17:00	05:30		
9	火	10:30	17:00	05:30		
10	水	10:30	17:00	05:30		
11	木	11:30	18:00	05:30		
12	金	11:30	18:00	05:30		
13	土					
14	日					
15	月	10:30	17:00	05:30		
16	火	10:30	17:00	05:30		
17	水	10:30	17:00	05:30		
18	木	11:00	17:30	05:30		
19	金	11:00	17:30	05:30		
20	土					
21	日					
22	月	11:00	17:30	05:30		
23	火	11:00	17:30	05:30		
24	水	11:00	17:30	05:30		
25	木	11:00	17:30	05:30		
26	金	11:30	18:00	05:30		
27	土	12:30	19:00	05:30		
28	日					
29	月					
30	火	11:30	18:00	05:30		
合計				121:00	0:00	
出勤日数						22 日



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	水	11:00	17:30	05:30		
2	木	11:00	17:30	05:30		
3	金	10:30	17:00	05:30		
4	土					
5	日					
6	月	10:30	17:00	05:30		
7	火	10:30	17:00	05:30		
8	水	10:30	17:00	05:30		
9	木	10:30	17:00	05:30		
10	金	10:30	17:00	05:30		
11	土					
12	日					
13	月	10:30	17:00	05:30		
14	火	10:30	17:00	05:30		
15	水	11:00	17:30	05:30		
16	木	10:30	17:00	05:30		
17	金	11:00	17:30	05:30		
18	土					
19	日					
20	月	11:00	17:30	05:30		
21	火	10:30	17:00	05:30		
22	水	11:00	17:30	05:30		
23	木					
24	金					
25	土					
26	日					
27	月	10:30	17:00	05:30		
28	火	10:30	17:00	05:30		
29	水	10:30	17:00	05:30		
30	木	11:00	17:30	05:30		
31	金	10:30	17:00	05:30		
合計				115:30	0:00	
出勤日数						21 日



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	土					
2	日					
3	月	11:00	17:30	05:30		
4	火	11:00	17:30	05:30		
5	水	11:00	17:30	05:30		
6	木	11:30	18:00	05:30		
7	金	10:30	17:00	05:30		
8	土					
9	日					
10	月					
11	火	10:30	17:00	05:30		
12	水	10:30	17:00	05:30		
13	木	10:30	17:00	05:30		
14	金	10:30	17:00	05:30		
15	土					
16	日					
17	月	11:00	17:30	05:30		
18	火	10:30	17:00	05:30		
19	水	10:30	17:00	05:30		
20	木	11:00	17:30	05:30		
21	金	11:00	17:30	05:30		
22	土					
23	日					
24	月	10:30	17:00	05:30		
25	火	10:30	17:00	05:30		
26	水	11:30	18:00	05:30		
27	木	11:00	17:30	05:30		
28	金	11:00	17:30	05:30		
29	土					
30	日					
31	月	11:30	18:00	05:30		
合計				110:00	0:00	
出勤日数						20 日



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	火	11:30	18:00	05:30		
2	水	10:30	17:00	05:30		
3	木	10:30	17:00	05:30		
4	金	10:30	17:00	05:30		
5	土					
6	日					
7	月	11:00	17:30	05:30		
8	火	10:30	17:00	05:30		
9	水	10:30	17:00	05:30		
10	木	10:30	15:00	03:30		忌引き
11	金					忌引き
12	土					
13	日					
14	月	10:30	17:00	05:30		
15	火	10:30	17:00	05:30		
16	水	10:30	17:00	05:30		
17	木	10:30	17:00	05:30		
18	金	10:30	17:00	05:30		
19	土	10:30	17:00	05:30		
20	日					
21	月					
22	火					
23	水	10:30	17:00	05:30		
24	木	10:30	17:00	05:30		
25	金	10:30	17:00	05:30		
26	土	10:30	17:00	05:30		
27	日					
28	月	10:30	17:00	05:30		
29	火	10:30	17:00	05:30		
30	水	10:30	17:00	05:30		
合計				113:30	0:00	
出勤日数						21 日



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	木	11:00	17:30	05:30		
2	金	11:00	17:30	05:30		
3	土					
4	日					
5	月	11:00	17:30	05:30		
6	火	10:30	17:00	05:30		
7	水	10:30	17:00	05:30		
8	木	10:30	17:00	05:30		
9	金	10:30	17:00	05:30		
10	土					
11	日					
12	月	10:30	17:00	05:30		
13	火	10:30	17:00	05:30		
14	水	10:30	17:00	05:30		
15	木	10:30	17:00	05:30		
16	金	10:30	17:00	05:30		
17	土					
18	日					
19	月	11:00	17:30	05:30		
20	火	10:30	17:00	05:30		
21	水	11:30	18:00	05:30		
22	木	10:30	17:00	05:30		
23	金	11:30	18:00	05:30		
24	土					
25	日					
26	月	10:30	17:00	05:30		
27	火	11:30	18:00	05:30		
28	水	11:30	18:00	05:30		
29	木	11:00	17:30	05:30		
30	金	11:00	17:30	05:30		
31	土					
合計				121:00	0:00	
出勤日数						22 日



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	日					
2	月	10:30	17:00	05:30		
3	火					
4	水	10:30	17:00	05:30		
5	木	10:30	17:00	05:30		
6	金	10:30	17:00	05:30		
7	土					
8	日					
9	月	10:30	17:00	05:30		
10	火	10:30	17:00	05:30		
11	水	10:30	17:00	05:30		
12	木	11:00	17:30	05:30		
13	金	11:00	17:30	05:30		
14	土					
15	日					
16	月	11:30	18:00	05:30		
17	火	11:30	18:00	05:30		
18	水	11:30	18:00	05:30		
19	木	11:00	17:30	05:30		
20	金	11:00	17:30	05:30		
21	土					
22	日					
23	月					
24	火	11:00	17:30	05:30		
25	水	11:00	17:30	05:30		
26	木	11:30	18:00	05:30		
27	金	11:00	17:30	05:30		
28	土	12:00	18:30	05:30		
29	日					
30	月					
合計				104:30	0:00	
出勤日数						19 日



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	火	10:30	17:00	05:30		
2	水	10:30	17:00	05:30		
3	木	11:00	17:30	05:30		
4	金	11:00	17:30	05:30		
5	土					
6	日					
7	月	11:00	17:30	05:30		
8	火	11:00	17:30	05:30		
9	水	11:00	17:30	05:30		
10	木	10:30	17:00	05:30		
11	金	10:30	17:00	05:30		
12	土					
13	日					
14	月	10:30	17:00	05:30		
15	火	10:30	17:00	05:30		
16	水	10:30	17:00	05:30		
17	木	10:30	17:00	05:30		
18	金	10:30	17:00	05:30		
19	土					
20	日					
21	月	10:30	17:00	05:30		
22	火	10:30	17:00	05:30		
23	水	10:30	17:00	05:30		
24	木	10:30	17:00	05:30		
25	金	11:00	17:30	05:30		
26	土					
27	日					
28	月	11:00	17:30	05:30		
29	火	11:00	17:30	05:30		
30	水	11:00	17:30	05:30		
31	木					
合計				121:00	0:00	
出勤日数						22 日



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	金					
2	土					
3	日					
4	月	10:30	17:00	05:30		
5	火	10:30	17:00	05:30		
6	水	10:30	17:00	05:30		
7	木	11:30	18:00	05:30		
8	金	11:30	18:00	05:30		
9	土					
10	日					
11	月	11:30	18:00	05:30		
12	火	11:30	18:00	05:30		
13	水	11:30	18:00	05:30		
14	木	11:30	18:00	05:30		
15	金	11:00	17:30	05:30		
16	土					
17	日					
18	月					
19	火	11:00	17:30	05:30		
20	水	11:00	17:30	05:30		
21	木	11:00	17:30	05:30		
22	金	11:00	17:30	05:30		
23	土	11:00	17:30	05:30		
24	日					
25	月					
26	火	11:00	17:30	05:30		
27	水	11:00	17:30	05:30		
28	木	11:00	17:30	05:30		
29	金	10:30	17:00	05:30		
30	土					
31	日					
合計				104:30	0:00	
出勤日数				19 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	月	11:00	17:30	05:30		
2	火	11:00	17:30	05:30		
3	水	11:00	17:30	05:30		
4	木	11:00	17:30	05:30		
5	金	10:30	17:00	05:30		
6	土					
7	日					
8	月	11:00	17:30	05:30		
9	火	11:00	17:30	05:30		
10	水	11:00	17:30	05:30		
11	木					
12	金	10:30	17:00	05:30		
13	土					
14	日					
15	月	11:00	17:30	05:30		
16	火	11:00	17:30	05:30		
17	水	11:00	17:30	05:30		
18	木	11:00	17:30	05:30		
19	金	11:00	17:30	05:30		
20	土	11:00	17:30	05:30		
21	日					
22	月					
23	火					
24	水	11:00	17:30	05:30		
25	木	11:00	17:30	05:30		
26	金	11:00	17:30	05:30		
27	土					
28	日					
合計				99:00	0:00	
出勤日数						18 日



事務所（使用）状況報告書

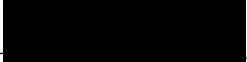
会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

管理責任者 (議員名)	三宅 達也		
事務所名	みやげ達也市政事務所		
所在地	〒590-0141 堺市南区桃山台3丁1-2 TEL 072 (299) 0777		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 XXXXXXXXXX)		
	他用途との兼用 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ⇒ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 私的使用	
		<input type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input checked="" type="checkbox"/> 政党活動事務所	
			<input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)
延べ面積	40.0 ㎡	賃借料	月額 120,000 円 (政務活動費充当額 84,000 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	70 %	(次のいずれかの説明方法を選択) <input checked="" type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 28 ㎡/延べ面積 (㎡) <input type="checkbox"/> 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代・・・ 70% <input checked="" type="checkbox"/> 水道代・・・ 70% <input type="checkbox"/> ガス代・・・ % <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代・・・ 70% <input checked="" type="checkbox"/> その他 (ネット回線、ネット電話)・・・ 70%	
	駐車場 賃借料	70 %	月額 7,000 円 (政務活動費充当額 4,900 円)
		【所在地】 同上	
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

事業用建物賃貸借契約書

平成23年10月5日

貸主：  様

借主： 三宅 達也 様

株式会社 西上建設

事業用建物賃貸借契約書

(物件の表示)

名称	桃山台店舗一部		
所在地	大阪府堺市南区桃山台3丁1番2号		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 店舗・ <input type="checkbox"/> 事務所・ <input type="checkbox"/> 工場・ <input type="checkbox"/> 倉庫・ <input type="checkbox"/> その他()		
構造	<input type="checkbox"/> 木造・ <input type="checkbox"/> 鉄骨造・ <input checked="" type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造・ <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 ・ <input type="checkbox"/> その他()		
	地下0階・地上2階建		
屋根	<input type="checkbox"/> 瓦葺・ <input checked="" type="checkbox"/> 陸屋根・ <input type="checkbox"/> カラーベスト葺・ <input type="checkbox"/> 鋼板葺・ <input type="checkbox"/> その他()		
契約対象面積 <input type="checkbox"/> 壁芯 <input type="checkbox"/> 内法	建物1階部分	40.00m ²	備考 1階 82.71m ² の一部 40.00m ²
	建物2階部分	m ²	
		m ²	
	合計	40.00m ²	
所有名義人	[REDACTED]		
	堺市 [REDACTED]		
備考			

貸主(甲) [REDACTED] と、借主(乙) 三宅達也 は今般、下記条項を承諾のうえ、上記物件に関する事業用建物賃貸借契約を締結する。

第1条 (使用目的の制限)

- 乙は、本物件を 堺市政相談所 としての業務のために使用し、甲の書面による承諾のない限り、他の用途に使用してはならない。
- 乙は本物件の全部又は一部を、他の者へ譲渡・転貸及び使用させてはならない。

第2条 (賃貸借期間)

賃貸借期間は平成23年11月1日より平成26年10月31日迄の3年間とする。

契約時の1ヶ月に満たない賃料等は、1ヶ月を30日として日割り計算とする。ただし、退去の際は日割りの清算は行わないものとする。

第3条 (賃料・消費税等)

1. 賃料・消費税等は下記の通りと定め、支払うものとする。

賃料	賃料H.24.11月より	支払い時期・方法
月額 100,000 円 内消費税等相当額 4,762円	月額 117,000 円 内消費税等相当額 5,572円	毎月10日までに当月分を <input type="checkbox"/> 持参 <input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>

2. 支払方法

支払期日	<input checked="" type="checkbox"/>	上記の賃料等は、毎月10日までに当月分を下記の方法により支払うものとする。 ただし、振込み費用等は乙の負担とする。	
	<input type="checkbox"/>		
支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行振込 ・ <input type="checkbox"/> 自動引落 ・ <input type="checkbox"/> 甲へ持参 ・ <input type="checkbox"/> その他()		
振込先	三井住友銀行		預金種目
	泉北とが支店		<input checked="" type="checkbox"/> 普通 ・ <input type="checkbox"/> 当座
	フリガナ	■■■■■	口座番号
	受取人名義	■■■■■	■■■■■

3 商店会費・駐車場の支払い

商店会費・駐車場代は 別途、桃山台商店会と契約締結とする。

第4条 (賃料の更改)

賃料は、甲・乙協議のうえ改定するものとする。但し、この改定が、土地・建物に対する租税公課・消費税の増減、物価の変動、又は近隣の賃料に比較して不相当になった場合は、これ等の事情を勘案して、当事者間にて、その増減額を決めるものとする。

第5条 (礼金)

本契約の礼金として、乙は甲に■■■■■円也(内消費税等相当額■■■■■円)を支払うものとする。この礼金は、返還されないことを乙は承諾した。

第6条 (契約の更新)

甲乙は標記契約期間満了の1ヶ月前迄に、任期満了日及び選挙を考慮し、改めて契約更新を行う。但し、乙の任期満了の日まで本契約は賃貸借期間を延長することができる。

第7条 (解約の申し入れ)

当事者間の都合により本契約を解約するときは、甲は6ヶ月前迄に、乙は3ヶ月前迄に書面にて通告することを要するものとし、この場合、本契約は、通告の期間満了と同時に、終了するものとする。

第8条 (諸費用の負担)

電気・水道・電話・商店会費・駐車場等は乙の負担とする。

第9条 (連帯保証人)

連帯保証人(丙 XXXXXXXXXX)は、乙と連帯して本契約に基づく乙の債務一切について履行の責を負うものとする。

第10条 (乙の代表者変更の場合)

乙の代表者(法人等への名称の変更、法律上又は事実上本物件を使用し、支配する責任者を含む)が変更した場合は、乙は、直ちにその旨を書面にして甲に届出なければならない。

第11条 (立ち入り)

甲は、本物件の維持・修繕あるいは管理・保安上必要がある場合は、これに立ち入る事が出来るものとする。

この場合、原則として、事前に乙へ連絡するものとするが、火災等の緊急の場合は、この限りでない。

第12条 (無断造作等の禁止)

1. 乙は、甲の承諾なくして本物件へ、原状を変更する設備・改造・造作・撤去等の行為をしてはならない。乙は甲に図面等を提示したうえ、甲の承諾を得るものとする。
2. 前項の工事に要する費用は、一切乙の負担とし、退去の時は、乙は原状回復し明け渡さなければならない。

第13条 (修理等)

1. 本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造部の維持保全に必要な修理費は甲の負担とし、出入口、窓、給排水設備・電気・照明設備等付属設備の修理は、乙の負担において行なうものとする。
2. 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲へ通知しなければならないものとする。
3. 乙は、本物件及び諸造作設備の自らの負担において実施する場合であっても、その修理方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

第14条（賃借人の管理義務）

乙及びその関係者は本物件の使用に際し、本契約条項及び甲の注意を守り、善良なる管理者の注意をもって、その保管の責に任ずるものとする。

第15条（損害賠償）

1. 乙の賃貸期間中は、乙及びその関係者、又は第三者にあっても、本物件に破損、滅失、その他の損害を与えた場合は、乙は直ちにその旨を甲に連絡し、甲の蒙った損害を賠償しなければならない。
2. 本物件の賃貸借に関連して、他の賃借人へ損害を与えた場合は、当事者間において善処するものとする。
3. 天災及び人災の如何を問わず、直接甲の責に帰することの出来ない理由により、乙が受けた損害については、甲は賠償の責を負わぬものとする。

第16条（禁止事項）

乙は、本物件にて下記の行為をしてはならない。

- (1) 近隣に迷惑を及ぼすこと。
- (2) 甲の許可を得ないで本物件外部へ看板の設置又はこれに類似した掲示をすること。
- (3) 甲の許可を得ないで、動物及びペット類を飼育すること。
- (4) 甲の許可を得ないで、本物件へ汚物、爆発物、悪臭を発する物、引火のおそれのある物、その他 他人へ迷惑や、構造物へ危険を及ぼす物を持ち込んだり、製造、保管すること。
- (5) 違法行為及び公序良俗に反する一切の行為

第17条（契約の消滅）

次の各号の一に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしないものとする。

- (1) 天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事由により本物件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になっ

たとき。

- (2) 法令等公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

第18条 (契約解除)

甲は、乙が次の各号の一つでも該当したときは、何ら催告をしないで本契約を解除することが出来、乙は無条件にて本物件を明渡すものとする。

万一、乙がこれに従わない場合は、甲は、勝手に本物件の使用不能処理をとるとともに、本物件内の乙の設備、造作、その他一切の物品を自由に処分出来るものとし、このことに関して乙は一切異議を申し立てず、いかなる損害の請求をも放棄するものとする。又それらの処分に要した費用は乙の負担とする。

- (1) 賃料を2ヶ月以上支払わなかった場合または5回以上滞納したとき
- (2) 本契約1条・12条・14条・16条・18条に違反したとき。
- (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理、会社更生手続開始の申立てを受け、又は、申立てをなしたとき
- (4) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申し立てを受けたとき

第19条 (明渡し)

1. 本物件の明渡しに際しては、乙は本物件に加えた、造作、設備等を撤去し、賃貸借契約成立当時の原状に復するものとする。また美装クリーニングを乙の費用で行うものとする。但し、甲の許可ある場合は、無償で留置してもよいものとする。乙はその代価を甲に求めてはならない。
2. 乙は、その明渡し期日までに原状回復工事を行い甲の承諾を得なければならない。
3. 明渡しに際して、乙は、甲に契約書及び鍵全部を返還するとともに、公共料金の領収書を提示しなければならない。
4. 賃貸借契約が終了したにもかかわらず、乙が明渡しを完了しない場合は、乙は明渡し完了の日迄賃料等の倍額を甲に支払うものとし、甲が別途損害を蒙った時は、その損害をも賠償しなければならない。

第20条 (規定外事項)

- 本契約に定めのない事項については、関係法規ならびに慣習に従うものとし、甲・乙は各々信義を重んじ、良識を以って協議のうえ解決するものとする。

第21条 (本契約に関する紛争)

本契約に関し甲・乙間に紛争が生じたときは、物件所在地の裁判所を管轄裁判所とすることを、甲と乙は予め合意するものとする。

特約事項

1. 本物件に対して損害賠償責任保険を付保し、万一火災等により本物件が滅失、毀損した場合は、この保険給付金にて補填するものとする。
2. 乙が、本件物件に看板を設置する場合は、甲に対し、事前に書面を以ってその内容を通知し、甲の承諾を得なければならない。
3. 本物件の近隣よりクレーム等が発生した場合は、乙は誠意をもって対応し、甲に一切の迷惑をかけないものとする。
4. 甲は、お客様駐車場で生じた乙のお客様・従業員等の自動車の衝突、人身事故、盗難・天災等による事故被害に対して、その責任を負わないものとする。
5. お客様駐車場に 従業員・スタッフ等の駐車を禁止するものとする。
6. 堺市政相談所として使用するものとし、選挙事務所として使用してはならない。
7. 消費税率改訂の場合は、その改訂年月より消費税額は変更されるものとする。

本契約の証として、本書式通を作成し、各自署名捺印して各々巻通保有する。

平成23年10月5日

貸主 (甲) 住所 堺市 [REDACTED]
 氏名 [REDACTED]
 電話 [REDACTED]


借主 (乙) 住所 堺市 [REDACTED]
 氏名 三宅 達也
 電話 072-299-0777

連帯保証人 (丙) 住所 堺市 [REDACTED]
 氏名 [REDACTED]
 電話 [REDACTED]

仲介者 免許番号 大阪府知事(2)第51403号
 名称 株式会社 西上建設
 代表者氏名 代表取締役 西上孔雄
 所在地 堺市南区檜尾471番地1
 電話 072-297-0725
 取引主任者 西上 孔雄
 登録番号 (大阪)第 [REDACTED] 号

仲介者 免許番号 大阪府知事(1)第53840号
 名称 株式会社 ニシケンホームセンター
 代表者氏名 代表取締役 西上治之
 所在地 堺市南区桃山台2丁3番4号
 電話 072-298-2340
 取引主任者 [REDACTED]
 登録番号 (大阪)第 [REDACTED] 号

変更契約書

貸主（甲）と借主（乙）三宅達也は、平成23年10月5日付けで締結した事業用建物賃貸借契約書（以下「契約書」という。）の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

1. 契約書第3条1項、賃料・消費税は下記の通りと定め、支払うものとする。
月額120,000円（内消費税等相当額8,889円）
2. 本契約の効力は、平成26年4月1日から生じるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年2月28日

貸主（甲）

住所
氏名
電話

堺市

借主（乙）

住所
氏名
電話


堺市

三宅達也

072-299-0777



変更契約書

貸主（甲）と借主（乙）三宅達也は、平成23年10月5日付けで締結した事業用建物賃貸借契約書（以下「契約書」という。）の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

1. 契約書第2条、賃貸借期間を平成27年5月1日より平成31年4月30日迄の4年とする。
2. 本契約の効力は、平成27年5月1日から生じるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年4月30日

貸主（甲）

住所
氏名
電話

堺市



借主（乙）

住所
氏名
電話

堺市

三宅達也
072-299-0777



変更契約書

貸主(甲) [redacted] と借主(乙)三宅達也は、平成 23 年 10 月 5 日付けで締結した事業用建物賃貸借契約書 (以下「契約書」という。) の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

1. 契約書第 2 条、賃貸借期間を令和元年 5 月 1 日より令和 5 年 4 月 30 日迄の 4 年とする。
2. 本契約の効力は、令和元年 5 月 1 日から生じるものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 31 年 4 月 30 日

貸主(甲)

住所

堺市 [redacted]

氏名

電話

借主(乙)

住所

堺市 [redacted]

氏名

三宅 達也

電話

072-299-0777

駐車場契約書

駐車場管理者 桃山台 商店会 と平成27年5月1日より政務活動の事務所補助を目的として駐車場契約を 堺市議会議員 三宅 達也 と結ぶこととする。

なお、内容については下記のように取り決める。

- ① 駐車場使用代は月額7000円とする。
- ② 定められたスペース以外は使用しない。
- ③ 使用する時間帯は桃山台近隣センターの開店時間とする。
- ④ 料金の改定は商店会の総会によって決定し、事前に通知を行う。

平成27年5月1日

駐車場管理者

堺市南区桃山台3丁1番
桃山台近隣センター商店会

契約者

三宅 達也

※本書を2部作成しそれぞれ1部ずつ保管することとする